

## 河川等占用許可条件書

河川等占用者は、河川法及び同施行令その他関連法令並びに奈義町道路及び普通河川等管理条例施行規則を遵守するほか、次の条件に従わなければならない。

### 1 着手届

工事に着手しようとするときは、その日の5日前までに工事着手届（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

### 2 完成届

工事が完了し、又は河川等の仮復旧が完了したときは、速やかに町長に工事完成届（様式第8号）を提出し、その検査を受けること。

### 3 工期変更

占用に際し、工事を伴う場合で占用の許可を受けた工事期間内に着手できない特別の事情があるとき又は完了の見込みがないときは、あらかじめ町長に届け出て必要な指示を受けること。

### 4 維持管理

占用物件は、占用者の負担において常時良好な状態に保つよう管理し、もって河川等の構造に支障を及ぼさないこと。また、これらのことについて町長が指示したときは、その指示に従うこと。

### 5 変更

占用の許可内容を変更する場合は、道路及び普通河川等占用等変更許可申請書（様式第2号）を提出し、許可を受けること。ただし、軽易な変更である場合又は占用物件の保守、試掘を行う場合には、町長へ届け出ることとする。

### 6 町所有公共物に被害を与えた場合

占用者は、占用物件の設置又は管理の瑕疵に起因して町所有公共物を損傷し又は汚損したときは、速やかに町長に届け出るとともに、その指示に従い町所有公共物を現状に回復する、又はその費用を負担すること。また、占用物件に異常が生じ、河川等の構造又は周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その概要を河川管理者に報告しなければならない。

### 7 損害賠償及び紛争解決

占用者は、占用物件の設置又は管理の瑕疵に起因して第三者に損害を与え又は第三者と紛争を生じたときは、損害を賠償する等、占用者の責任で紛争を解決すること。

## 8 更新

河川等の占用期間を更新しようとするときは、道路及び普通河川等占用等更新許可申請書（様式第3号）を占用期間満了の日の20日までに町長に提出しなければならない。

## 9 廃止

占用者は、占用を廃止しようとするときは、あらかじめ町長に道路及び普通河川等占用等廃止届（様式第13号）を提出すること。

## 10 原状回復

占用期間が満了し、又は占用を廃止した場合又は占用の許可を取り消された場合は、ただちに占用物件を除却し河川等を原状に回復することとなるが、その場合はあらかじめ町長に届け出て必要な指示を受けること。なお、河川等を原状に回復することが不適當な場合で、河川管理者において必要な措置を指示したときはこれに従うこと。

## 11 占用料

占用料は、奈義町道路及び普通河川等管理条例に基づき徴収することとし、町長が発行する占用請求書及び納付書により指定期日までに納入すること。また、法令等の改正等により占用料が変更された場合は、改正後の規定による占用料を納入すること。なお、既に収めた占用料は特別の場合を除き返還しない。（占用料が発生しない場合は、この限りではない。）

## 12 譲渡・転貸

河川等の占用権を他人に譲渡し、若しくは貸与し又は担保その他の私権の目的に供しないこと。ただし、あらかじめ河川管理者の許可を受けた場合はこの限りではない。

## 13 住所・指名等の変更

住所、事務所の位置、氏名、商号等を変更したときは遅滞なく住所等変更届にその旨を証する書面を添えて町長に届け出ること。

## 14 許可の取り消し・移転

次に掲げる場合には、許可の取消等の処分をし、及び占用物件の改築、移転、除却等の必要な措置を命ずることがある。

- (1) 河川法若しくは河川法の規定に基づく命令の規定又はこの許可に違反したとき。
- (2) この許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 詐欺その他不正な手段によりこの許可を受けたとき。
- (4) 河川等に関する工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。
- (5) 河川等の構造に著しい支障が生じたとき。
- (6) (4) 及び (5) に掲げる場合のほか、河川等管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(7) 河川等占有者及びその関係者（施工者等を含む。）が反社会的勢力に属している、又は反社会的勢力との密接な交友があることが確認されたとき。

15 許可の取り消し等に係る費用の負担

前項の規定により処分を受け、又は必要な措置を命ぜられた場合で、前項（1）から（5）に該当する場合は、当該義務履行に要する費用は、占有者の負担とする。

16 その他

河川管理者が河川等管理上等の必要に応じ指示したときは、占有者の負担において速やかにその指示に従うこと。